

議 事 日 程 (1)

平成20年12月2日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 町長提出議案 第82号 芦屋町職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 町長提出議案 第83号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第5 町長提出議案 第84号 芦屋町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

第6 町長提出議案 第85号 芦屋町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第7 町長提出議案 第86号 芦屋町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

第8 町長提出議案 第87号 平成20年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)について

第9 町長提出議案 第88号 平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

第10 町長提出議案 第89号 平成20年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算(第2号)について

第11 町長提出議案 第90号 平成19年度芦屋町一般会計決算の認定について

第12 町長提出議案 第91号 平成19年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について

第13 町長提出議案 第92号 平成19年度芦屋町老人保健特別会計決算の認定について

第14 町長提出議案 第93号 平成19年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について

第15 町長提出議案 第94号 平成19年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について

第16 町長提出議案 第95号 平成19年度芦屋町競艇施設特別会計決算の認定について

第17 町長提出議案 第96号 平成19年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について

- 第18 町長提出議案 第97号 モーターボート競走用艇購入契約の締結について
- 第19 町長提出議案 第98号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約変更の協議について
- 第20 報 告 第6号 専決処分事項の報告について
- 第21 報 告 第7号 専決処分事項の報告について
- 第22 報 告 第8号 専決処分事項の報告について
- 第23 議員提出議案 第3号 芦屋町議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について
- 第24 議員提出議案 第4号 芦屋町議会会議規則の全部を改正する規則の制定について
- 第25 請 願 第2号 精神障がい者の福祉施設の確保に関する請願書
- 

【 出 席 議 員 】 (13名)

- 1番 辻本 一夫      2番 貝掛 俊之      3番 田島 憲道      4番 小田 武人
- 5番 岡 夏子      6番 今井 保利      7番 川上 誠一      8番 松上 宏幸
- 9番 本田 哲也      10番 益田美恵子      11番 中西 定美      12番 室原 健剛
- 13番 横尾 武志
- 

【 欠 席 議 員 】 (なし)

---

【 欠 員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生      書記 古野 嘉子

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長            波多野茂丸      副町長            安高直彦      会計管理者      野口浩俊

教育長           中島幸男      総務課長           占部義和      企画課長          鶴原洋一

財政課長          鶴原光芳      建設課長           三友伸一      産業観光課長      内海猛年

税務課長	守田俊次	健康対策課長	小野義之	住民課長	入江明德
環境福祉課長	嵐 保徳	学務課長	富永秋則	社会教育課長	本田幸代
病院事務長	小池健二	競艇施設課長	中西 学		

---

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成20年芦屋町議会第4回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

---

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月2日から15日までの14日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第110条の規定により、2番、貝掛議員と11番、中西議員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第82号から日程25、請願第2号までの各議案、請願及び報告については、この際、一括議題として上程し、局長に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、議員提出議案及び請願の紹介議員に請願提案理由並びに趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

局長に議案の朗読を命じます。局長。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

局長の朗読は終わりました。

次に、町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは早速、第4回定例会に提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第82号の芦屋町職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、条例の名称を「共済制度」から「福利厚生制度」に改め、芦屋町職員厚生会設置の根拠法令を明記するため、改正するものでございます。

議案第83号の芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、産科医療補償制度創設に合わせ、この保険料の水準を踏まえ、その手当てとして出産育児一時金について3万円の引き上げを行うものでございます。

議案第84号の芦屋町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、祝金の支給対象から70歳を外し、また、遠賀郡内の水準を勘案して、満77歳の支給額2万円を1万5,000円に改めるものでございます。

議案第85号の芦屋町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、機構改革に伴い、「社会教育課」を「生涯学習課」に改め、副会長の員数を2名から1名に変更するものでございます。

議案第86号の芦屋町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、機構改革に伴い、「学務課」を「学校教育課」に改めるものでございます。

議案第87号の平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,600万円増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金及び地方税等減収補てん臨時交付金を増額し、不足する財源を財政調整基金から繰り入れることといたしております。

歳出の主なものにつきましては、職員の異動及び1月からの職員採用に伴う人件費、子育て支援センター整備工事に関する設計委託費、芦屋中学校等耐震補強工事の実設計画委託費を計上いたしております。

議案第88号の平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、一般会計繰入金金の増額を、歳出では、医療システム改修費用を計上いたしております。

議案第89号の平成20年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳

入では競艇施行組合負担金の増額を、歳出では、人事異動に伴う人件費の増額を計上いたしております。

議案第90号から第96号までは、各会計の平成19年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べておりますので、省略させていただきます。

議案第97号のモーターボート競走用艇購入契約の締結につきましては、現在、使用しておりますモーターボート競走用艇が、平成21年2月25日に登録切れとなりますので、新たに65隻購入するものでございます。

議案第98号の福岡県後期高齢者医療広域連合規約変更の協議につきましては、議員の定数に係る経過措置を延長するとともに、構成市町村が負担する共通経費の負担割合を改めるものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第6号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅使用料の滞納者に対し、訴訟による建物明け渡し等の請求を行ったものでございます。

報告第7号の専決処分事項の報告につきましては、車両損傷事故に対する損害賠償を行ったものでございます。

最後に、報告第8号の専決処分事項の報告につきましては、庁舎改修本体工事（建築）の工事内容の変更に伴い、請負契約の増額変更を行ったものでございます。

以上、簡単であります但提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長 横尾 武志君

以上で、町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、4番、小田議員に議員提出議案第3号及び第4号について提案理由の説明を求めます。

#### ○議員 4番 小田 武人君

おはようございます。それでは、議員提出議案第3号及び議員提出議案第4号の提案理由の説明をいたします。

議員提出議案第3号、芦屋町議会委員会条例の全部改正につきましては、前回9月定例会におきまして、芦屋町事務分掌条例の改正が承認されたことに従いまして、各常任委員会が所管する課の課名や事務分掌内容が変更されました。これに伴いまして主な改正については、住民課を総務文教常任委員会から民生産業常任委員会へ所管を移行するとともに、条文内容も全国町村議会議長会標準条文に準じて改正するものでございます。

また、議員提出議案第4号、芦屋町議会会議規則の全部改正につきましても、全国町村議会議長会標準規則に準じまして、現状に即した条文に整備するものでございます。

以上、簡単でございますけれども提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、小田議員の提案理由の説明は終わりました。

次に、10番、益田議員に請願第2号の趣旨説明を求めます。

○議員 10番 益田美恵子君

おはようございます。精神障がい者の福祉施設の確保に関する請願書について、朗読をもって請願書の趣旨説明にかえさせていただきます。

日ごろから障がい者福祉の発展にご尽力いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、障害者自立支援法が施行され、3年目になりましたが、はまゆう会は、遠賀郡内で家族会が運営する唯一の精神障がい者の施設として活動しています。

事業所は、通所施設として、地域活動支援センターはまゆう及び就労継続支援B型はまゆうと共同生活援助施設としてグループホームはまゆうを運営し、障がい者の自立促進を図っています。

私たちは、障がい者を持つ人や家族が地域で安心して暮らしていくために緊急に以下の点につきましてお願いいたします。

記。

通所2事業所が併設できる施設の確保。

1、地域活動支援センターは、市町村事業として、1市4町の補助により運営しています。

事業所は民家を借り上げていますが、憩いの場等の多目的室は2階、台所、休養室、トイレは1階にあり、階段が急勾配のため、足の不自由な利用者や年長の利用者には身体的な担が生じています。また、休養室が台所に隣接しており、部屋が暗く休養室の役目を果たしていない状況です。

2、ワークはまゆうは、法定事業として、訓練給付費により運営しています。

事業所は水巻町から借用しており、事務室と作業室の2室という現状で、現在、利用登録者26名ですが、作業活動を実施するには19名程度が限度であり、新規利用申込者については、断っている状況です。

作業室がワンルームのため、大勢の中で作業活動をする精神的に不安定となる利用者もおり、複数の作業室を確保しないと常時通所できず、家に閉じこもる状況が発生しており、自立促進を困難にしています。

また、家族、利用者からの相談業務では、対応できる部屋もなく、個人情報守秘義務等を確

保するのが困難です。

さらに、現在、就労継続の訓練給付の形態であります。将来には就労移行支援を増設し、障害者自立支援法の趣旨・目的に沿った、障がい者の自立促進を図っていく予定です。

3、したがいまして、公共空き施設の提供、2事業所併設、または、ワークはまゆう施設の増築をしていただきたい。

公共空き施設等が利用できれば、地域活動支援センターの家賃等が節約でき、1市4町の補助額の低減も図れると考えます。

4、過去の請願、要望についての経緯。

平成14年11月、精神障がい者活動拠点の建設に対する請願書。中間市、遠賀郡4町の議会で採択されております。

平成18年10月、公共空き施設、住宅の提供（コロニーの開設）。中間市、遠賀郡4町の市長・町長に要望書を提出いたしております。

ただいま朗読いたしました請願につきましてご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第82号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第82号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第83号についての質疑を許します。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

先ほど、産科医療創設ということでご説明がありましたが、どのような運営の仕方というのか、今現行、下の方にですね、附則が、出産育児一時金の額が従前の例によるということで、現在35万まで出ておりますが、その3万円というのはなにか、保険のためだと聞いてるんですけど、その点どうなんでしょう。保険であれば本人には35万ということで、病院に支払われるのは35万プラス3万のその保険料が病院、産科の方に支払われるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君



住民課長。

○住民課長 入江 明德君

これは、妊婦の皆様が安心してお産できるように産科医療補償制度が平成21年1月から始まります。これは通常の妊婦、分娩時の事故で赤ちゃんが脳性麻痺となった場合だけ、医師の過失に関係なく補償する制度です。それで、この仕組みとしては民間の損害保険を活用し、分娩機関、結局産科医院がですね1分娩当たり3万円の保険料を支払うということですね。そして、その出産費に保険料を結局妊婦さんが3万余分に払うような形で、その3万をまた市町村の保険者が払うということで、今現在35万ですが、1月からは一応この保険に入っていられる産科病院につきましては38万円払うという、そういうシステムになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

そしたら、本人が38万を払って、3万円は市町村が個人に払うんじゃないかって、産科、病院の方に支払うという考え方でよろしいんですか。本人は35万を負担すればいいということのとりえ方でよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明德君

いえ、これ出産38万とは書いておりませんので、本人さんも38万を病院に払うわけです。その38万は保険者がまた本人に38万払うということです。

直接私も保険者が病院に払うということではありません。あくまでも本人さんが病院に38万払って、その38万について市町村の保険者が払うということですので、直接病院には払うようなことはいたしません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

そうしますと、先ほど脳性麻痺ということのお話がありましたが、産科にはすべてその入っていないと、入っていないところも出てくる可能性はあるんでしょうか。その場合においてですね、どうなるのかということをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明德君

それはですね、あくまでもこの保険に入っている分娩病院だけです。ただ、この保険に入っていない分娩病院については35万しかお支払いいたしません。ただ、全国的に調べてみますと、95%の病院がこの保険に入っているところです。最高補償額が3,000万円です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第83号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第84号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

この84号に関しましては、敬老祝金のいわゆる削減廃止というものですが、先ほど町長からご説明あったんですけれども、70歳は廃止してあと77歳ですかね、具体的に言えばこの2万円が1万5,000円に削除されるという内容ですが、この敬老祝金にかかわらずほかの補助金も含めて、平成16年から17年にかけて補助金の見直しをずっとしてきたところなんですけれども、この敬老祝金に関しての70歳の廃止なり削減に関しては、いわゆる老人会とかそういうところに何か行政サイドとして、町の財政状況の報告やらした上で、そういう引き下げ廃止をしたいというような説明がこの間にあったのかなかったのか、全く行政、財政サイドだけの決定で、今回議案がなされたのか、その経緯をちょっとお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

健康対策課長。

○健康対策課長 小野 義之君

ただいまの敬老祝金の削減に対しての経緯ということで、ご質問いただきましたけれども、私の方で今この補助金の見直しということで、集中改革プランの中で、前回平成18年度に改正したわけなんですけど、3年間の見直しということで今回出ささせていただきました。

内容につきましては、老人クラブ等には事前にこういった趣旨のご説明はしてきております。

現在、高齢者保険実施計画を申請中なんですけれども、その中でも平成21年度以降のこういった計画をつくったということで、今うかがっております。県としては全体的な見直し、敬老祝金は現在は節目支給で出しておりますけれども、節目というよりは、敬老祝金自体をなくすというようなご意見もいただいておりますし、将来的にはそういった方向でですね、検討してまいり

たいと思っております。

以上です。

○議員 5番 岡 夏子君

はい、結構です。

○議長 横尾 武志君

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第84号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第85号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第85号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第86号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第86号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第87号についての質疑を許します。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

一般会計補正予算の11ページ、結局ひとつの提案理由の説明でもございましたけれども、1月から職員新規採用ということでの人件費が計上されておりますが、29人全員が新卒なのか、それともそのうちの何人かが新規採用なのか、それと例年でございますと4月採用でございませうけれども、今年度に限りなぜ1月なのかと、この2点について説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

ここに29人という表示をしております。当初予算では22人であったわけですが、形の上では7名ふえておりますが、新規採用職員として5名を予定しております。そのほかの2名というのは総務課付に現在しておるような職員もおりますし、そういうことで現時点で2、1、1のこの総務管理費に29人取るという、そういう趣旨です。

それと、確かに、なぜ4月1日採用を前提として採用試験したのに、1月1日で前倒し採用するのかということにつきましては、今回の機構改革に伴いまして、係、例えば企画課の総合政策係であるとか、病院の経営企画係であるとか、競艇場の発売推進係に1名補充せないかんとか、それから今現在社会教育、学校教育1名欠の状態になっておりますので、そういった補充、増員、あるいは欠員のところに補充する必要があると、そう判断いたしまして採用するわけでございます。

なお、これが4月1日の体制につきましては、当然退職者もおるわけですから、今年度の当初予算の総人数としては変わらない状況になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにごありますか。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

16ページですね、衛生費に負担金として清掃総務費ですかね、負担金で広域行政のごみ処理施設費の負担金が340万余り上がっておりますが、歳入のところで交付税の、一部後出しの交付税が150万ほど入っておるんですけども、その時期にですねいわゆる増額としてこの広域事務組合でのごみ処理の清掃に係る負担金が単独でうちは340万ですけど、これ1市4町でやっておりますけど、これに関する内容といいますか、その負担金を増額しなければならない理由というのをお尋ねしたいのと、もう一つがですね15ページの民生費、先ほど町長のほうからも子育て支援センターの整備工事が歳出のところで上がっているということでしたが、これに関しては実施設計ということで委託費が上がっています。この今まですぎな園として使ってたところの跡地としての子育て支援センターの整備だと思っておりますが、工事の内容、概要で結構ですので教えてください。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

それでは、今の2点については私の所管でございますので、あわせてお答えさせていただきます。

1点目の広域事務組合のごみの件で施設設備ということで、なぜこの時期かということがございます。これにつきましては、最終処分場、今リレーセンターに移ってきておりますが、この最終処分場のいろんな排水液が非常に塩分を含んでおりまして、この処理に今、処理をしてタンクで外に排出しております。これの漏れてるところがございまして、浸水の漏れてるところがございましたのが1点で、それはもう早急に処理をします。その最終処分場の、実はその中に浮遊水、

水が雨水がたまっております。この雨水は先ほど言いましたように塩分を含んでおりまして、これを処理をしてタンクローリーで運んでおります。このずっと雨水がたまりますと、これが減りません。したがってこの場内の浮遊水を早く空にしたいということがございまして、それと、先ほど言いましたようにそういう漏れの対策の一環としてですね、ぜひともこれは早急にやりたいということで、この最終処分場の処理水の減量を行うということで、これは早急にやらなければいけないということで、この時期になっております。

なお、この金額といたしまして総額で約3,780万ほどでございます。1市4町で。

このうちの芦屋町の負担といたしましては、実は494万7,000円でございます。先ほど言いました広域事務組合の負担金の交付税の措置分を差し引きまして、ここが345万9,000円となっておりますのでございます。

それと、もう1点、その前の子育て支援センターの実施設の業務でございます。ご承知のとおりこれはすぎな園を活用してということでございますので、この主な工事概要というところで、これは、いろんな意味で建築の中のそういうクロスの張りかえとか、床だとか、そういったところのやりかえをやります。それと、給排水ガス衛生設備、これをやりかえます。特に今までのすぎな園と形態が違います。特に今度は学童保育もここに一緒にというようなことでございますので、特にトイレ回りだとか、そういったところを中心にやりかえる必要がございます。

それと、外部でもいろんな意味でも、相当汚れておると、そういったことも含めていろんな意味で、そういう子育て支援にふさわしいような、内外装を含めて、ある程度、できるだけお金をかけない中で、そういったものにふさわしい施設にやるということで考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

ま、広域のほうはわかりました。それで、子育て支援センターの整備工事ですが、これはあえておっしゃらなかったのも確認の意味で聞くんですが、耐震化においてはその基準法が改正された後にできた施設なんですかね。耐震化の施設には該当してるのかしてないのかということをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

ちょっと今資料がないんですが、耐震化につきましては今回特定建築物に指定されておるものについての耐震化に係る診断を現在しております。で、この特定建築物に当該のすぎな園跡地の

建物については該当してないということで、診断する必要がないという考え方のもとに今に至っておるといふところだといふふうに認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

今、条例がないので何とも言えませんが、施設はあそこのすぎな園は何年に建物ができたんでしょうか。それだけ最後にお尋ねします。わからなければ後で教えてください。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

すみません。後でお答えします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませぬか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第87号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第88号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第88号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第89号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第89号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第90号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

決算書ですね、86ページ。2款総務費、その2、1、7の企画費の中で補正予算として1,756万、それからこれ予備費からの流用なのか目内流用なのか定かではございませんけれども、38万1,000円の額が計上されておりますが、逆に不用額として169万9,000円の残が出ております。この内容につきましては88ページから89ページにかけまして、14節の使用料及び賃借料、これが132万1,000円の不用額ということになっておりますが、この理由を説明をお願いいたします。

それと90ページ、2款2項2目の賦課徴収費、これにつきましては同じく予備費なのか目内

流用か定かでございますけれども、95万7,000円の計上の中で不用額が37万、この内容につきましては92ページの11節の需用費、これが30万7,000円不用額となっておりますが、これとの関連を教えてくださいということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

2款1項目の7目につきましては、総務課の電算関係の費用、それから企画課の行政改革等々の費用、これが同じ科目で記載されていますので、ちょっと詳細については今はお答えできません。すみません。後ほどお答えします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 守田 俊次君

90ページの賦課徴収費の関係でございますが、かなりの流用等を行っておりますが、これにつきましては19年の10月から新しいシステムになりまして、それに伴います様式の関係の分で作成をしなければならないという状況になりまして、若干の予算不足っていうんですか、当初予算の不足がございまして予備費等から流用をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

お尋ねしたかったのはですね、予備費なり目内流用で流用された内容でありながら、工事請負費だとか委託料とかいうものであるならばですね、これは執行残ということで理解できますけれども、補てんをしておきながら、なおかつ、95万の補てんをしておきながら需用費で30万7,000円の不用が出ておる理由は何ですかということをお尋ねしてるんです。よろしいですか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 守田 俊次君

内容につきましては、また後日説明申し上げたいというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

ほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第90号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第91号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第91号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第92号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第92号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第93号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第93号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第94号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第94号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第95号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第95号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第96号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第96号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第97号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第97号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第98号についての質疑を許します。益田議員。



○議員 10番 益田美恵子君

すみません、パーセンテージが19ページに書いてあるんですが、対照表がありませんので、もう少し、ご説明をいただけたらありがたいんですけど。

お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明德君

後期高齢者の広域連合の定数につきましては、できるだけ簡素な組織で、効率的な運営が求められていて、広域連合の規約の本則においては一応34名ということで決められております。ただし、当初2年間は全市町村が参加意識を持ち、円滑に新しい制度を開始するために、77名とすると経過措置が設けられておりましたが、しかしいろいろ制度改正以来、国の制度、運用の見直しが行われて、今も引き続き検討されるなどいまだ制度がはっきりした状況でないことから、まず一つは2年間延長されることになったのが主な理由です。

それから、率なんですけど、これにつきましては設立の準備段階では必要な職員数や事務費の総額がはっきり言って明確ではありませんでした。それで20年の4月から実際に始まりまして、運営が始まりまして、検証を行った結果、この中共通経費というんですけど、人件費とか総務関係、議会費、監査費の状況に比べて現行の2%が余りにも乖離し過ぎている、実際には十二、三%になるのに2%しか均等割にのってないということで、これの見直しをやっております。

それに伴って現在、2%から7%に率を上げるということです。これは全国的に見ますと、47市町村があるんですけど、そのうちの40の広域連合が10%できている中で、福岡県は7%で低いということです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第98号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、報告第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、報告第7号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

報告につきましては、委員会付託ではありませんのでお聞きします。

内容を見ますと除草作業中の石跳ねによる車両損傷事故損害賠償。金額を見ますと70万8,783円となっています。車両価額に匹敵するようなことになってますけど、事故の内容、そういったものを説明してください。

○議長 横尾 武志君

はい、建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

この事故につきましては、ここに書いてありますように20年の10月の2日、除草中に石払いにより車両損傷事故を発生させております。金額的には、ちょっと大きいんですが、はねた小石が車両のあちらこちらに当たったと。左側のフロント、左側の後部まで車体下部、それと左側の後輪のアルミホイールの損傷、車両の側面、それと底部分すべてに当たって修繕として、70万8,783円を一応出しております。

この事故に対する保険等の措置につきましては、町村会に対しまして損害賠償保険の適用を申請しまして、61万2,834円の入金をもらっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

小石がですね、車に相当当たったということですけど私達のイメージでいいますと、そのように小石が当たったというなら全体的にはねていたとしても全面塗装ですね、そういった対応が考えられるんですけど、全面塗装しても15万、20万そのくらいのことで、70万、80万というのであれば、追突事故とかでバンパーかえたりとか、そうしたいろんなもんをかえたりするというふうになれば、こういった金額になるんですけど、小石が当たって70万を超える修理をしなきゃいけないというのは、なかなかこういう保険に関してもどういうものか。もう少しですね、本当にこれだけ必要があったのか、検証したのかどうかそういった点をお聞きしたい。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

細部の資料はここに持ち合わせておりませんが、一応保険会社等に相手方の被害内容を届けまして、その査定を受けております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

まあ、この件につきましては先ほども言いましたが委員会付託がないということで、委員会で十分な審議をできないということですね。まだなかなかこう納得できないことがあるんで、もしこういった一定の資料を出せるのなら出していただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

答弁は要らんですか。

○議員 7番 川上 誠一君

なければ要らない。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

この内容につきましては、報告ということで委員会での報告ありませんけど、一応委員会の時点ですね、準備できるものについてはお見せいたします。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

この件につきましては、こうした車が通るようなところでの作業で災害、災害と言うとおかしいですけど、この車で事故でなくてよかったなということもあるんですけども、そこら辺のその安全作業のあり方、見張りとかそういうもの、そういうのに対して、あと、最終的には自己の作業の安全管理、そこら辺についてはどのように考えておるか、お伺いします。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

今、この作業が今回のこの事件につきましては、草刈りについて機械を使ってですね、除草していた、そこで飛び石があったと、そしてそこをたまたま通る車両があったということで、そこで現実的に人にですね、近隣に人がおればどうなるのかということもあります。そういうことを踏まえながら十分作業には注意するように、それと作業する職員についても当然そういうような、機械に挟まれたり、いろんなことがないように、交通の車両の状況それと通行されている方々の状況を見ながら、十分注意して作業するように指導しております。

それと、そういうような頻繁に通行量の多いところについては、極力手作業をするように切り

かえております。

以上です。

○議員 8番 松上 宏幸君

はい、わかりました。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、報告第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、議員提出議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議員提出議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、議員提出議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議員提出議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、請願第2号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

請願書ということなので、詳しくはお尋ねいたしませんけれども、これに書いてあるように障がい者の福祉施設の使用料で運営されているということになっておりますが、もしわかりましたら芦屋町民の方の利用者数、利用者の方々が何人いらっしゃるか、参考までにお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

現在、1名だと聞いております。よろしいですか。

○議員 5番 岡 夏子君

はい。

○議長 横尾 武志君

ほかにごいませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第2号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑は終わります。

お諮りします。日程第23、議員提出議案第3号及び日程第24、議員提出議案第4号につきましては、所管委員会からの提出でございますので、委員会付託を省略し、日程第3、議案第82号から日程第19、議案第98号までの各議案及び、日程第25、請願第2号については、別紙のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日は、これをもって散会といたします。

なお、一般質問の通告は、本日の午後3時までとなっておりますので、よろしく申し上げます。

午前10時55分散会

---